

## 第 6 章

### 調査計画書についての知事の意見

---

## 第6章. 調査計画書についての知事の意見

---

「(仮称) 三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業 環境影響評価調査計画書」に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき、埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

### 意見書

所沢都市計画事業(仮称)三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業についての環境影響評価は、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の検討を行うこと。

### 記

#### 1 事業計画について

ア 事業計画については、計画地内及び農地を主体とする周辺地域の環境に十分配慮し、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、具体的な土地利用計画を定めること。

イ 上藤沢・林・宮寺間新設道路整備事業の進捗に伴い、交通量及び交通流が共に大きく変化すると予想されるため、その影響に十分に留意して調査、予測及び評価を行うこと。

#### 2 調査、予測及び評価について

##### (1) 全般的事項

進出予定企業の業種を製造業、物流業としているが、事業内容をできる限り具体的に把握した上で、予測及び評価を行うこと。

なお、事業内容に不明確な部分が残る場合には、項目ごとに最大の負荷が見込まれる業種で予測及び評価を行うこと。

##### (2) 騒音・振動

造成工事中及び供用後も大型車両の交通量の増加が見込まれるため、林神社北東部の住宅地を対象とする調査地点を追加する等、十分に留意して調査、予測及び評価を行うこと。

##### (3) 水質・動植物・生態系

ア 工事による土砂流出等の水生生物の生息環境への影響が予想される。希少種に限らず、身近な生物にも配慮して予測及び評価を進めること。また、底生生物の生息環境調査として、河川底質の状況を把握すること。

イ 緑地の減少により、生物の狭山湖等からの移動経路(ネットワーク)が分断されるおそれがあるため、地域の概況を広域で把握し、生態系の評価を行うこと。

ウ 計画地周辺で活動する環境保全団体等から情報収集を行い、予測及び評価に活かすとともに、環境保全に努めること。

#### **(4) 景観**

ア 各神社の参道を視軸とした撮影ポイントを設置し、景観変化の影響について予測すること。

イ 住民が日常的に慣れ親しんだ茶畑の景観について、茶畑がなくなった時点での景観像に対する予測を行うこと。

#### **(5) 自然とのふれあいの場**

既存のウォーキング団体や日常的な散策者等に、散歩等の利用実態について調査し、ふれあいの場への影響を評価すること。

#### **(6) 史跡・文化財**

計画地の地形等を考慮すると、埋蔵文化財が広く存在する可能性があるため、包蔵地外も含めて調査を行うこと。

また、試掘においては、旧石器時代の遺物がある可能性があるため、関東ローム層内についても確認を行うこと。